

## 第22期第5回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月10日（金） 1時25分～15時00分
- 2 開催場所 常呂町 常呂漁協漁村センター 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、阿部與志輝、深山和彦、石本武男、飯田弘明、鈴木英樹、石塚治、新谷哲也、元角文雄、片川隆市、川口和良、馬場浩一、清野一幸  
(以上14名)
- 4 欠席委員 大澤真人 (以上1名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 伊藤智英  
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司  
主 事 近藤隆嗣
- 7 議事事項  
議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）  
議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）  
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）  
議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）  
議案第5号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）  
議案第6号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）  
議案第7号 網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の改正及び網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の改正について（協議）
- 8 報告事項  
報告第1号 くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について  
報告第2号 令和3年第3回北見管内漁業協同組合長会議におけるプレジャーボート・ミニボートによる秋サケつりに関する検討内容について
- 9 その他
- 10 議 事  
事務局長 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第5回網走海区漁業調整委員会を開催致します。それでは委員会の開催にあたり、横内会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には本日はお忙しいところを出席いただき、ありがとうございます。

また、オホーツク総合振興局から伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本日は、久々に皆様が一堂に会する形での会議開催とさせて頂きました。

本年4月に第1回委員会を開催した後、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当海区委員会も書面による会議開催を3回も行わざるを得なくなりました。委員の皆様におかれましては、書面開催での書類審査等、何かとご面倒だったかと思いますが、ご協力頂きましたことをこの場を借りてお礼申し上げます。

さて12月に入りまして、管内の主たる漁業であるほたて貝漁業や秋サケ定置網も終盤となっておりますが、ほたて貝、秋サケともに昨年を上回る漁模様になったと聞いております。

ほたて貝については、概ね計画どおりか、それ以上の水揚げ量となり、単価も良く秋サケにつきましても、地区でばらつきがあるものの、管内全体で、昨年比の1.3倍近い水揚げとなっております。

しかしながら、ほたて貝漁業では外国人実習生の確保や輸出の本格的な再開には至っておらず、秋サケも地域間の格差が大きくなっていることや、昨年を上回る水揚げであったものの依然として低位な生産状況にとどまっております。

加えて、秋サケに関しましては、以前から問題となっていた遊漁者のマナーの低下により漁業活動の支障となっているほか、秋サケ資源への影響も懸念されるところでございます。

秋サケ遊漁の問題につきましては、本日の委員会の報告事項としておりますので、後ほどお話ししたいと思います。

また、管内では大きな影響は見られませんでしたでしたが、道東太平洋側では、突然、発生した赤潮により80億円を超える未曾有の被害となっております。

さらに、来春のサケ稚魚の放流への影響も心配されるところでございます。

これらのおり、漁業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが当委員会は資源の管理、海面の利用のほか漁業権の設定などにおける漁業調整を通じて、管内漁業の振興に寄与して参りたいと考えておりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。また、行政の皆様方におかれましても、委員会の運営について、適宜、ご指導、ご助言をくださるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 次に、本日の委員会に臨席者として、御出席して頂きましたオホーツク総合振興局の方々を御紹介します。

初めに伊藤水産課長です。次に村上漁業管理係長です。

これより会議に入ります。本日は、委員定数15名中、出席委員は14名であり、定足数に達しておりますので、委員会は成立致します。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

会 長 それでは議事録署名委員は恒例により深山委員と石本委員にお願いします。では、これより議事に入ります。

最初に、議案第1号の「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程します。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。  
資料1ページのとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に北海道資源管理方針の一部改正について、諮問がございました。  
資源管理方針の策定や改正にあたっては、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから、今回、諮問されたものであります。  
改正の内容については、振興局より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

村上係長 北海道資源管理方針の一部改正について説明します。資料の議案第1号の2ページ目をご覧ください。  
北海道資源管理方針の一部改正について、知事が公表します案になります。  
これにつきまして、説明させていただきます。  
それでは、資料10ページ目の「北海道資源管理方針 新旧対照表」をご覧ください。  
改正案にあります第1資源管理に関する基本的な事項の1漁業の状況で、年度、生産量及び生産額の数字を時点修正いたします。  
10ページ目の下段に別紙1-1さんまの第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等で、(2)漁獲量の管理の手法等の②について、知事が漁業法第31条の規定に基づく公表をした日から、つまり、知事管理漁獲可能量の85%以上で公表した日からは、クロマグロにあっては70%以上で公表した日からは、漁獲量等の報告に係る期限を陸揚げした日から3日以内としていたところですが、3日以内の後ろに、行政機関の休日は算入しないを追加するものです。  
行政機関の休日は、土日祝日及び12月29日から1月3日までです。  
これは、本年11月16日の水産政策審議会で承認され、改正される国の資源管理基本方針と整合を図る改正となっています。  
さんまのほか、同じ記載がある、  
3ページの、別紙1-3まいわし、  
5ページの、別紙1-4くろまぐろ(小型魚)、及び  
別紙1-5くろまぐろ(大型魚)、  
7ページ、紙1-6すけとうだら太平洋系群、  
9ページ、別紙1-7すけとうだら日本海北部系群、  
10ページ、別紙1-9すけとうだら根室海峡、  
11ページ、別紙1-12ずわいがに北海道西部系群  
12ページ、別紙1-13ずわいがにオホーツク海南部  
についても、同様に追加するものです。  
諮問内容の説明につきまして、以上でございます。  
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がありますか。

一同 (意見なし)

会長 特に発言なければ、道から諮問された原案につきましてはその内容のとおり決定すると

共にその旨を知事に答申するでよろしいですか。

一 同 (異議なし)

会長 それでは、そのように決定します。

では、次に議案第2号の「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局長 議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

資料1 ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となります。

特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のことで、毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。

今回は令和4管理年度の漁獲可能量の当初配分を決定するために、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから諮問を受けております。

当初配分案の詳細については、振興局より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

村上係長 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、説明させていただきます。今回、令和4年1月1日から12月31日での管理期間となりさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3つの特定水産資源になります。

それでは、資料の2ページ目をご覧ください。知事が公表します案をのせてございます。詳細につきまして、順次説明してまいります。

資料の3ページ目「令和4年のTACについて」をご覧ください。

これは、11月16日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量(TAC)の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

さんまについて、全国、各県の漁獲可能量ですが、本年5月の令和3管理年度漁獲可能量の変更時と同じ数量となっており、算定の根拠資料も全て同じであることから、令和3管理年度の変更時と同じ数量としています。

なお、さんまの右側部分に記載しておりますが、令和4年3月に北太平洋漁業委員会(NPFC)が開催される予定であり、ここで新たな資源管理措置が採択された場合は、改定となる可能性があります。

次に、まあじについて、太平洋系群と対馬暖流系群があり、太平洋系群の最大持続生産量(MSY)を達成する親魚量(目標管理基準値)は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2020年の平均親魚量は1万7千トンであり、限界管理基準値に近い資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2020年の平均親魚量は26万4千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値15万6200トンが、令和4年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業(大中型まき網漁業)への配分が46,300トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様「現行水準」となっています。

次に、まいわしについて、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2020年の平均親魚量は172万トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定され

た漁獲シナリオにより算定された、79万1千トンが、令和4年のTACとして設定されております。

太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が44万5500トン、北海道の知事管理量は、前年より4,800トン少ない31,200トンの設定となっております。

なお、国ではマアジ、マイワシのTAC20%を留保しております。

これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されたものです。

次に、5ページ目のまあじをご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、「まあじ」への配分はこれまで同様、「現行水準」となっております。

これは、国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域を一つとして管理するものです。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3ヵ年の最大では、令和元年に393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕数量が全道採捕数量のほぼ全てを占める状況となっております。

次に、6ページ目のまいわしをご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から北海道に示された数量のうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ2万5千トンを配分します。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めることから「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和3配分実績と、知事管理漁獲可能量の減少率13%から算出した数量を計画数量として配分します。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3ヵ年の最大では、令和元年の22,672トンとなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕数量が全道採捕数量の7割以上を占める状況となっております。

次に、資料の7ページ目の「令和3年と令和4年の配分量の比較について」をご覧ください。

今回対象となるサンマ、マアジ、マイワシを記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

最後に、資料の32ページ目の漁獲可能量に係る留保枠からの配分及び数量の融通についてですが、まいわしについて昨年諮問し、承認いただいております国の資源管理基本方針に基づく国の留保からの配分に伴う数量の変更、また、都道府県間または大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更については、関係海区委員会には事後報告で対応できることとすることにつきまして、変更なく継続となりますので、ご報告します。

諮問内容の説明につきまして、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお申し上げます。

会 長 　ただ今の説明について、何かご意見やご質問はありますか。

一 同 　（発言なし）

会 長 　特に、発言が無ければ、原案のとおり決定し、この旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 　（異議なし）

会 長 では、その様に決定します。

次に議案第3号並びに議案第4号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請する期間について」を上程します。

事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長 議案第3号と議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください

議案第3号と議案第4号は、どちらも知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

議案第3号は、道庁水産林務部漁業管理課で許可事務を行う「かに固定式刺し網漁業」と「かにかご漁業」の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問となります。

議案第4号は、オホーツク総合振興局水産課で許可事務を行う「潜水器漁業」と「手繰り第3種漁業」の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問となります。

漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。

また、公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされております。

このため、議案第3号及び4号の各資料1ページ目のとおり、網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

各漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議願います。

村上係長 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、まとめて説明させていただきます。

諮問する知事許可漁業は、かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）の許可のうち、オホーツク総合振興局関係に係る許可の有効期間が、令和4年3月31日をもって有効期間が満了。

かにかご漁業（けがに）（オホーツク海海域）の許可については、令和4年3月14日をもって有効期間が満了。

潜水器漁業、小型機船底びき網漁業（貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網）（オホーツク総合振興局管内沖合海域）の許可については、令和3年12月31日をもって有効期間が満了となります。

このため、当該漁業許可に係る一斉更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和3年11月19日付け漁管第1831号及び令和3年11月24日付けオ水産第1274号により、知事許可漁業に係る制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数、船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目）の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものでございます。

それでは、諮問事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について、説明させていただきます。

お手元の議案第3号の2ページ目をご覧ください。

かに固定式刺し網漁業になります。

資料の表にある制限措置の内容として、

(1) 漁業種類は、かに固定式刺し網漁業。

- (2) 操業区域は、記載のとおり。
- (3) 漁業時期は、  
A海域が毎年4月1日から12月21日まで。  
B海域が毎年4月1日から9月15日まで。
- (4) 許可等をすべき船舶等の数は、A海域が3隻B海域が32隻の合計35隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数を維持する考えです。
- (5) 船舶の総トン数は、A海域が20トン未満、B海域が15トン未満。
- (6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者。  
これらについて、現許可から変更はありません。
- (7) 申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月を下らないこととなっており、令和4年1月18日から同年2月17日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

次に3ページ目をご覧ください。かにかご漁業（けがに）になります。

- (1) 漁業種類は、かにかご漁業（けがに）。
- (2) 操業区域は、記載のとおり。
- (3) 漁業時期は、網走南部海域が、3月25日から8月31日まで、網走中部海域が、3月20日から8月26日まで網走北部海域が、3月15日から8月21日までとしており、現許可から変更はありません。
- (4) 許可等をすべき船舶等の数は、網走南部海域が7隻、網走中部海域が9隻、網走北部海域が27隻の合計43隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数を維持する考えです。
- (5) 船舶の総トン数は、15トン未満。
- (6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者。  
これらについて、現許可から変更はありません。
- (7) 申請すべき期間は、令和4年1月1日から同年1月31日までを予定しております。  
備考欄については、後ほどお目通し願います。  
次にお手元の議案第4号の2ページ目をご覧ください。

潜水器漁業になります。

- (1) 漁業種類は、潜水器漁業。
- (2) 操業区域は、関係漁業協同組合の共同漁業権漁場区域。
- (3) 漁業時期は、記載のとおり。ただし、行使承認証に記載された操業期間となります。
- (4) 許可等をすべき船舶等の数は、各漁業権漁場区域における行使承認数以内としております。
- (5) 船舶の総トン数は、対人許可のため定めておりません。
- (6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者、操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者としております。
- (7) 申請すべき期間は、令和3年12月20日から令和4年12月15日までを予定しており、漁業を営む者の資格で「組合員行使権を有する者」としており、組合員以外が申請することができないことから、期間を長くしております。

操業区域、許可すべき船舶等の数、備考欄については後ほどお目通し願います。

次に資料の3ページ目から6ページ目にあります小型機船底びき網漁業（貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網）をまとめて説明いたします。

- (1) 漁業種類は、小型機船底びき網漁業で、貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網になります。
  - (2) 操業区域は、関係漁業協同組合の共同漁業権漁場区域。
  - (3) 漁業時期は、記載のとおり。ただし、行使承認証に記載された操業期間となります。
  - (4) 許可等をすべき船舶等の数は、各漁業権漁場区域における行使承認数以内としております。
  - (5) 船舶の総トン数は、記載のとおり。
  - (6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者、操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者としております。
  - (7) 申請すべき期間は、潜水器漁業と同様としております。各漁業の操業区域、許可すべき船舶等数、備考欄については後ほどお目通し願います。
- 諮問内容の説明につきましては、以上となります。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会 長      ただ今の説明について、何かご質問はありますか。

一 同      （発言なし）

会 長      特に、発言が無ければ、原案のとおり決定し、この旨知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同      （異議なし）

会 長      それでは、そのように決定します。  
では、次に議案第5号の「定置漁業権相続人の適格性について」を上程します。  
事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長    議案第5号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、網走市の城戸紀江から北海道知事に、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について諮問があったものです。

届出の内容は、網さけ定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、網小さけ定第1号、小清さけ定第1号、2号、3号、4号の持分0.500を前権利者の城戸正博から、相続人城戸紀江が相続したというものです。

添付資料として、1ページに「知事からの諮問文の写し」、2ページに相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」を添付しています。

被相続人の城戸正博は、妻の紀江と長女の中山幸寿江、長男の正紀がおりますが、紀江が持ち分を相続することについて同意が整っています。



3ページから9ページまで、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを抜粋して添付していますので、後ほどお目通し願います。

なお、10ページに相続人城戸紀江より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号にいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

また、漁業法80条において「相続又は法人の合併若しくは分割によって個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されておりますが、本件はこの期間をすでに経過しております。

これは、11ページの城戸紀江から提出された遅延理由書にありますとおり、相続権利者間の協議に時間を要したためであります。

以上で説明を終わります。

適格性の有無につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

会 長 　　ただ今の説明について、何かご意見はありますか。

新谷委員 　　相続人の城戸紀江は適格性があるものと考えているのでよろしくお願います。

会 長 　　ただ今の意見について、他にご意見はありますか。

一 同 　　（発言なし）

会 長 　　特に、発言が無ければ、相続人は適格性があるとし、この旨知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 　　（異議なし）

会 長 　　それでは、そのように決定します。

次に議案第6号の「定置漁業権相続人の適格性について」を上程します。

事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長 　　議案第6号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回、ご審議いただく内容は、網走市の城戸正紀から北海道知事に、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届け出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。

届け出の内容は、網さけます定第2号、4号、7号、8号、12号、15号、17号、20号、21号、26号、27号の持分0.84を前権利者の城戸正博 から、相続人城戸正紀が相続したというものです。

添付資料として、1ページに「知事からの諮問文の写し」、2ページに相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」を添付しています。

被相続人の城戸正博は、妻の紀江と長女の中山幸寿江、長男の正紀がおりますが、正紀が持ち分を相続することについて同意が整っています。

3ページから8ページまで、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを抜粋して添付していますので、後ほどお目通し願います。

なお、9ページに相続人 城戸 正紀より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号にいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

また、法80条において「相続又は法人の合併若しくは分割によって個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されておりますが、本件はこの期間をに経過しております。

これは、10ページの城戸正紀から提出された遅延理由書にありますとおり、相続権利者間の協議に時間を要したためであります。

以上で説明を終わります。

適格性の有無につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

会 長 　　ただ今の説明について、何かご意見はありますか。

新谷委員 　　相続人の城戸正紀は適格性があるものと考えているのでよろしくお願います。

会 長 　　ただ今の意見について、他にご意見はありますか。

一 同 　　（発言なし）

会 長 　　特に発言が無ければ、相続人は適格性があるとし、この旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 　　（異議なし）

会 長 　　それでは、そのように決定します。

次に議案第6号の「網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の改正及び網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の改正について」を上程します。

事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長 　　議案第7号をご覧ください。

1ページから26ページが網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の新旧対照表、27ページから70ページまでが全文の改正案となっております。

網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱は、個人情報の開示申請があった場合における取扱いを定めた要綱です。

今回の改正は、北海道で定めている個人情報保護事務取扱要綱が一部改正となったことに伴い、網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱も改正するものです。

改正内容としては、個人情報の取扱方法そのものについては大きな変更はなく、スキャナーにより文書等を電磁化し、光ディスクによる交付方法を追加した他、道の組織改編による窓口機関の名称変更や関係法令の改正による条文及び条文番号の改正、開示請求者の本人確認のための書類の明確化、その他文言の訂正となっております。

また、71ページから90ページが網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱

の新旧対照表、91ページから108ページまでが全文の改正案となっております。

網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱は、公文書の開示請求があった場合における取扱を定めた要綱で、こちらも北海道で定めている公文書開示事務取扱要綱が一部改正となったことに伴い、網走海区の要綱も一部改正を行うものであります。

改正内容としては、こちらもスキャナーにより文書等を電磁化し、光ディスクによる交付方法を追加した他、公文書開示事務に係る窓口機関の整理や関係機関の名称変更に伴う訂正、開示等決定期間を延長する場合の条件の明確化、その他文言の訂正となっており、取扱い自体に大きな変更はございません。

詳細な改正内容につきましては、後ほど資料をお目通し頂きたいと思っております。

以上が、議案第7号網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の改正及び網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の改正についての説明となります。

よろしくご審議願います。

会長 ただ今の説明について、ご質問はありますか。

一同 (発言なし)

会長 特に、発言が無ければ、決定ということで、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

会長 それでは、そのように決定します。

では、次に報告第1号の「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について」について事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長 報告第1号をご覧ください。

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量は、令和3年3月29日に公表された以降、順次、漁獲状況等に合わせて大型魚、小型魚それぞれで保留枠を配分したり、漁業種類間や地区間で融通して配分量を変更しております。

令和3年8月31日までの変更は、すでに報告しておりますので、今回は9月15日以降の変更について、ご説明いたします。

資料1ページの一覧表にありますとおり令和3年9月15日以降、6回くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について、北海道水産林務部長から通知がありました。変更の理由は、これまでと同様に全道各地でのくろまぐろの漁獲状況に合わせて、漁獲可能量の配分を適正化するものです。

6回の変更内容について、資料の1～2ページに一覧表にしてまとめております。

オホーツク総合振興局管内に関係する変更は、2ページの6回目の12月1日で通知された変更だけです。

この変更により30kg未満の小型魚の定置網漁業の配分が、1.6トンから0.3トンに、30kg以上の大型魚の定置網漁業の配分が0.4トンから0.1トンととなっております。

詳しくは、3ページ以降に水産林務部長からの通知文と告示文を添付しておりますので後ほどご覧ください。

以上が、くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る報告となります。

会長 　　ただ今の説明について、ご質問はありますか。

一　同　　（発言なし）

会長　　次に報告第2号「令和3年第3回北見管内漁業協同組合長会議におけるプレジャーボート・ミニボートによる秋サケつりに関する検討内容について」事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局長　報告第2号の資料をご覧ください。

本資料は、令和3年10月27日に北見市において開催された第3回北見管内漁業協同組合長会議のものとなります。

この会議に、横内会長も依頼があり、網走沖合海域における秋サケ遊漁の状況について報告を受けました。

資料2ページをご覧ください。秋サケ遊漁が行われているのは、大きく分けると網走港周辺と沖合7マイルの海域となります。

資料3ページにありますとおり、網走港周辺では網走新港と帽子岩付近の定置網周辺海域の2カ所で、主にゴムボートで秋サケ遊漁が行われています。

これらのゴムボートは、殆どが免許不要、船舶検査不要であるため、海上のルールなどを知らない人が多数おります。

資料4～7ページが網走新港での遊漁の状況写真です。

資料4ページは航路付近で、5～7ページは岸壁付近において、ゴムボートで秋サケ釣りを行っており、漁船や大型船舶からは非常に見えにくく、またレーダーにも映らないことから非常に危険な状況となっております。

資料9～11ページが、帽子岩付近の遊漁の状況写真です。

資料10ページにありますとおり非常に狭い海域に多数のゴムボートが集まっております。写真では見えにくいですが、写真の奥側に定置網が設置されており、ゴムボートの間を漁船が航行しなければならない状況です。

また、漁船が近づいても、定置網付近から動かないゴムボートもおり、漁労活動の支障となっているだけでなく、漁船との衝突や漁船の波による転覆なども危惧される状況となっております。

資料13ページから15ページが、沖合7マイル海域の写真となります。

こちらも狭い海域に多数のプレジャーボートや遊漁船が集まっております。

この付近は、たこ箱漁業やかに刺し網漁業の漁場となっており、こちらも漁船との衝突などの海難事故の発生が危惧される状況となっております。

また、たこ箱を揚げている最中に漁船に近づいてくるプレジャーボート等もおり、幹縄の切断などの漁具被害も心配されております。

さらに資料16～17ページが、多数のサケ釣りの仕掛けがたこ箱漁具に引っ掛かっている写真です。釣り針により作業中に怪我をしたり、たこ箱を上げる際に使用するドラムの回転により、オモリが当たることなどが心配される状況となっております。

資料19ページが7マイル付近の海域のレーダープロッター画面の写真です。

オレンジ色の点が船舶ですが、多数のプレジャーボート等が集まっている状況が分かります。

資料20ページをご覧ください。このような状況を踏まえて「プレジャーボート・ゴムボート対策協議」を9月9日と28日の2回実施しております。

協議会には、網走海上保安署、網走警察署、網走漁業協同組合、網走市役所、オホーツク総合振興局が出席しており、10月3日と9日にゴムボート等へ注意喚起などを実施しております。

資料21ページが10月3日と9日の注意喚起等を実施した写真となります。

各海域の動画もございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、網走新港の動画です。

大型船のすぐそばにゴムボートが見られます。

また、岸壁前面や防波堤裏等に多数の遊漁船、プレジャーボート・ゴムボート等が見られます。

次に帽子岩付近の動画となります。

網起こしをするために漁船が定置網に近づいていますが、ゴムボートが移動しないため、すぐ脇を航行せざる得ない状況です。

また、漁船による波によりゴムボートが大きく揺れているのが分かります。

もし、この波によりゴムボートが転覆した場合、漁船側に責任を問われる場合もあるそうです。

最後に沖合7マイル海域の動画となります。

こちらにも多数の遊漁船、プレジャーボートが集結しており、狭い船の間を航行している状況となっております。

以上が、組合長会での網走沖合におけるサケ釣りに関する報告となりますが、会議の席で網走海区漁業調整委員会でも、秋サケ遊漁の対応策について検討することが依頼されております。

事務局からの報告は以上となります。

会 長           ただ今の説明について、ご意見はありますか。

新谷委員           海区の局長に現状を説明していただいたので私からは要点だけ説明させてもらいます。まず漁業活動に支障を来しています。漁船とミニボートでの事故があれば漁業者が罪に問われる、死人が出る可能性があるので解決して頂きたい。秋サケ資源は漁業者がお金を出して資源作りをしている。サケ資源は枯渇してきておりオホーツクは何とか保っているがオホーツクから全道へ種卵を提供しており最後の砦となる海域で漁業者が制約を受けて漁業活動を行っている。釣り人、遊漁者が好きに釣っている現状に対し海区の方でご検討をお願いしたい。

ゴムボートが転覆して遊漁者が亡くなった事故で、漁協職員と漁業者が救助に向かいましたが、このような事故が再び起きたとき救助に向かって職員等に何かあったとき補償は誰がしてくれるのか。そのため皆さんの知恵をお借りして検討していただきたい。

会 長           他にご意見はありますか。

馬場委員　ただ今、新谷委員から秋サケ釣りの問題提起がありました。斜里町内でも遊漁者と漁業者との間で問題が発生しております。この情報を共有したいのですが説明してよろしいでしょうか。

会　長　ただ今馬場委員から秋サケ釣りの情報について共有したいとありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

全　員　（異議無し）

会　長　馬場委員お願いします。

馬場委員　ありがとうございます。ここからは当組合専務の佐藤より説明させていただきます。

佐藤専務　サケ・マス資源は、ふ化放流事業により維持されており、さらに自然産卵がこれを下支えています。ふ化放流事業は漁業者等で構成される北見管内さけ・ます増殖事業協会が主体となり、漁業者も海中飼育に主体的に取り組むほか、必要な際は漁獲規制を実施して、再生産用親魚の確保を行っています。自然産卵についても遡上環境等の改善を目指して、漁業関係者による産卵状況調査や魚道清掃、遡上障害の改良のための取り組み等を行っています。

一方で、近年は遊漁でサケ・マスを狙う釣り人が急増しています。漁港や海岸、河口に密集しており、遠方から来訪して長期間滞在したり、マナーを無視して行動するなど、一般的な釣りとは違った異常な過熱状態となっています。

これに比例して沿岸で釣獲されるサケ、マスも増加していることが推定されるため、再生産に資する遡上親魚の減少が懸念されています。また、漁港の機能低下や海岸の環境破壊なども目に余る状態となっています。

発生している問題はこれから説明していきますが、いずれもサケ・マス釣りの異常過熱が原因と考えられます。

深刻な資源減少にある中で、自由に釣りが出来ているのは問題ではないでしょうか。

まず沿岸や河口で釣獲されているサケ・マスは、遡上間近のものと考えられるが、推計でサケは5万2千尾、マスは1万7千尾が釣られております。この尾数はふ化放流事業のための斜里町内における捕獲計画尾数に匹敵するものであり、次世代の資源造りに影響を与えることが懸念されています。

例えばオンネベツ川では、例年1万尾前後のサケがふ化放流事業で捕獲されていますが、その河口では7千尾程度が釣られていると推定されています。

次に自然産卵河川での遡上の阻害になります。

斜里町内の河川のうち、河口規制の無い多くの川がサケ・マスの釣り場となっています。そのうちの幌別川・ペレケ川・フンベ川・オチカバケ川・糠真布川は、自然産卵河川として特に重要な河川ですが、釣り人が河口を塞ぐように並んでいるため、遡上が妨げられる状態となっています。このことは再生産資源の減少に直結する問題となっています。

なお、自然産卵河川として特に重要な河川の遡上数と河口域での釣獲数の推定は資料に添付しているとおり遡上数を上回る釣獲数となっており、これは再生産に影響を与えていると考えます。

これから説明いたしますのは海区委員と関係はありませんが、秋サケ釣りが起こす問題として共有したくお伝えさせていただきます。

まず漁港機能の低下です。ウトロ漁港と知布泊漁港では、サケ・マスを狙う釣り人が集中することにより、漁港機能が著しく低下しています。

ウトロ漁港では、貯氷庫や作業用地への駐車、キャンプ行為、ゴミの投棄等が多く漁労作業の支障となっています。バリケードや看板、声掛けで対応していますが改善しません。例年は8月～9月がマス釣りの多い時期ですが、令和3年については10月になってもサケ釣りが続いていました。

知布泊漁港では指定場所以外への駐車や場所取り、係船岸壁の占有、漁業資材の無断使用や損傷等により、通常の漁労作業が出来ない状態となっています。平成26年から関係者で作る団体でルールを設け漁業者等による呼びかけや清掃も行っていますが、状況は改善されず、次々と訪れる釣り人の対応に疲弊している状態となっています。

次に漁港の衛生環境の悪化です。ウトロ漁港と知布泊漁港では、サケ・マスを狙う釣り人による糞便、釣り餌、食品や魚の内臓の投棄等による衛生環境の悪化が生じています。番屋周辺や漁港岸壁、作業用地の衛生環境悪化は、食品を取り扱う上で大きな問題となるため、関係者で作る団体でルールを設けていますが改善していません。

人身の安全上の懸念です。サケ・マスを釣るためにゴムボートを使用する者が増加しており、航行性能が低いうえに海上を航行する船舶からは視認性が極度に悪いため、非常に危険な利用となっています。

斜里漁港の防砂堤や知布泊漁港の消波ブロックなどでは、サケを狙う釣り人の転落事故が発生しており危険性が高いこと、小定置網や漁港の係船ロープで釣りをする者も多く、ロープや漁具に多数の釣り針が掛かったまま放置され、漁業者の作業時に手に刺さってしまうなどの事故が発生しています。

海岸の不法占用です。海岸に多くの杭やロープが設置され、サケ釣りの場所取りが行われています。さらに長期滞在するための小屋が建設されていたり、トイレが造られるなどしており、異様な光景となっています。場所取りを巡っては、釣り人同士のトラブルも多く発生しており、小屋が密漁の拠点になっている可能性があることも警察から指摘されています。

砂丘植生の破壊です。海岸線に向かうための車両が無秩序に走行することにより、新たな道が各所に出来ています。また、海岸砂丘を切り崩して通用路や階段、トイレ等が建設されており、砂丘や海岸の浸食が早まることが懸念されています。

クマの誘因です。幌別川では、釣り人が釣りあげた魚や荷物によるクマの誘因が問題になっており、関係者で作る団体でルールを設けていますが、クマの接近や餌付いたクマの駆除が発生しています。

また、他の知床半島域の河川でも、投棄されたサケなどの臓器等を求めてクマが出没しており、事故が心配される状況となっています。

観光地としての質の低下です。

幌別川やフンベ川では、クマ対策により国道の駐車帯が閉鎖されています。このため、多くの釣り人が道の駅に駐車して釣り場に向かっています。さらにウトロ漁港で釣りをする者も含めて長期滞在が多く、洗濯物を干したりトイレで洗い物をするなど異質な利用形態であることから、観光地としてのイメージ低下を招いています。

また、オンネベツ遡上観覧施設では終日、オシンコシンの滝では朝方、駐車場が釣り人に占拠されてしまい、観光客がほとんど利用できない状態となっています。

なお、オンネベツの駐車については、ふ化場の大型車両の通行の妨げにもなっています。交通障害です。

オンネベツ川・糠真布川・金山海岸・峰浜海岸では、釣り人が国道334号線の道路脇へ無理に車を寄せて駐車しています。この国道は水産物の輸送や観光道路として重要な道路であり、大型車の通行も多く釣り人の駐車により、安全な走行やすれ違いが出来ない状態となっており、道路機能を低下させ交通事故の危険性を高めています。

峰浜地域の生活環境悪化です。斜里町峰浜地域は住宅街が海岸施設に近いため、サケ・マスを狙う釣り人が集中することで住民の生活環境の悪化が発生しています。

車両走行やクマ鈴による不眠等のストレス、住宅周辺での糞便による衛生環境悪化のほか石跳ねでの器物損壊、民地の通行、キャンプ行為が横行しています。また、駐車が集中する場所が地域の消防用ポンプ設置場所であり、防災上の懸念もあります。

治安の悪化です。サケ・マスは高価で取引されるため、技術や道具の向上と相まってレジャーの域を超えた大量釣獲が行われています。長期滞在をして年間で100匹単位の釣果を上げる人も珍しくありません。

一方で、釣り場を回ってサケを買い取る者がいることや釣り人に紛れて密漁者がいることも心配されています。また、場所取りを巡っての喧嘩も頻繁にあり、町の平和が脅かされる状態となっています。これらの問題は高価な魚を制限なく大量に釣れる状態であることに起因していると考えられます。

サケ・マス釣りが資源減少に大きく関わる問題として皆様にはこれら問題についてお考え頂きたいと思います。以上になります。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。今、網走と斜里の現状を説明して貰いました。皆様からのご意見、ご質問はありますでしょうか

新谷委員 今回は委員ではなく組合長として意見を述べさせて貰いました、一方秋サケ資源としてこのままの状況でいいのかという意見も提示してもらいました。北見管内さけ・ます増殖事業協会の専務でもある石塚委員からサケ・マス資源に対してどのような影響があるか意見を頂きたいと思います。

会長 石塚委員よろしくお願ひします。

石塚委員 ではお話しさせていただきます。先ほどの動画も含めてなぜ、ここ数年でこのような状況になっているかというと、元々サケ釣りは道東太平洋が遊漁の始まりでした。現在道内におけるサケ釣りは網走東部海域にかなりの数で集中しています。これが数々の問題が増えている原因になっています。整理して考えなければいけないのは沖合で操業している漁業と釣りのトラブルと砂浜などからの陸釣りで起きているトラブル、そして新谷委員が仰った資源管理上どうなのかということが無視できないところまできているのではないのでしょうか。

私も増殖を行う身であり危機感を感じています。遊漁に対する制度上の問題は本来、水産庁が制度を作るはずですけど現在、遊漁に対する部署はできているが未だに法制度はできていない。そのため全魚調連の中でも遊漁制度の確立に向けて要望をしているが、一向に実現しないので、国に働きかけて加速度的に進めてもらう必要があると思います。

改正漁業法で資源管理を重要視する中で遊漁だけを規制しなくて良いのか。秋サケは全道で資源が落ちておりサケ・マスを増殖させるお金は漁業者が95%も出しているのに何の規



制もなく遊漁をしていることに何らかの規制があって然るべきだと思います。

まずは国や道などに資源管理及び沖合のトラブルを防ぐための法整備を求めながら、時間がかかるようであれば海区委員会の中でできることをやっていくべきではないでしょうか。

岩手県沖合海域では船舶による沖合でのサケ釣りは禁止となっています。

道内では根室や渡島管内の一部でサケ釣りの禁止区域を設けています。

河口付近では、増殖河川が禁止区域に定められていますが、根室管内では非捕獲河川において委員会指示を発動して規制しているという事例があります。

当管内は道内で一番来遊数があり、東部海域は重要な種川を持っており資源保護の観点からも何らかの規制措置に取りかかるべきだと思います。

会長       ありがとうございます。他にご意見ございますか。

阿部委員   今、見せていただき驚いたのは幌別川の河口を塞ぐように並んでいる釣り人です。

石塚委員からもあったとおり河口規制を小さい川にも適応させることも委員会が中心になればできるのではないかと。斜里の方も見させて貰いましたが、これは漁民だけではなく警察などが入らないと解決できない問題も多く、我々ではどうしようもできないけど、河口の規制などは委員会で協議できないかと思いました。

新谷委員   11月22日の北見管内さけ・ます増殖事業協会の場でウトロ、斜里第一、網走漁協の3漁協連名で今の状況を説明し、増協に対して要請をしました。それを受けて管内増協と3漁協で北海道水産林務部に現在の状況説明と何らかの要請をすることに致しました。それと同時に海区でも何らかの対策が立てられるので、来年の漁期までに早急な対応を是非お願いしたいと思います。

今、説明があったとおり海区委員会で出来ることをしっかりやり、出来ないことは北海道や水産庁にお願いをして減少しているサケ資源と漁業者を守るためにしっかりと考えていかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

会長       ありがとうございます。貴重な意見を伺えました。

皆さんが仰ってるように海区委員会が中心となり来年の漁期までに対応が間に合うよう積極的に進めていきたいと思っておりますのでご協力お願いします。

本日の議題はこれにて終了させていただきます。

以上